

定例会議会議録

開催日時	令和8年3月11日（水）午前10時00分～午後0時25分	
開催場所	特別会議室、公安委員会室	
区分	『全体会議』議題・要旨	主管部
【報告事項】	<p>1 次期「ワークライフバランス等の推進のための行動計画」の策定について</p> <p>本計画は、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づいて、特定事業主である警察本部長の下に行動計画を定めるものであり、現行の計画が令和7年度末で期間満了となるため、次計画を策定するものである。次の計画期間は本計画と同じように5か年で令和13年3月末までとなっている。基本理念は「多様性を尊重して、誰もが生き生きと働ける持続可能な組織づくり」とし、5つの目標を設定することとした。</p> <p>(1) 女性警察官の割合 現行計画では12%程度としているが、新計画では14%程度としている。最新の値では12.2%となっており、旧計画の数値は超えている状況である。</p> <p>(2) 男性の出産補助休暇等の取得率 それぞれ100%が旧計画の目標であり、新計画でも変更はないものの、残念ながら現状100%には達しない状況となっている。</p> <p>(3) 男性の育児休業取得率 旧計画では50%だが、新計画では85%を目標にしている。最新の値では80%を超える状況まで上がってきたが、知事部局や他県警察と比べるとまだ低い数字であるため、さらなる向上を図りたいと考えている。</p> <p>(4) 年次有給休暇の取得日数 現行計画では14日以上としているが、新計画では17日以上とし、現状の14.7日を上回るように推進してまいりたい。</p> <p>(5) 時間外勤務時間の抑制 法改正に伴い、新たに目標設定する必要ができたものであり、目標は前年より減少させることとする。 目標達成の取組の5本柱として、具体的な取組を定めているところであるが、各部局内から意見を聴取した結果を踏まえて修正を行っている。</p> <p>なお、職員からの意見の中では、育児休業を取得する職員を支援する要員について、手当など何らかのサポートが必要ではないかとの意見が多々あったが、これについては現在、他県警察の取組などを調査しており、その中で改善すべき点は改善してまいりたいと考えている。今後のスケジュールとして3月中にこの目標や具体的取組を基に通達を作成し、その後、ホームページで公表したいと考えている。</p> <p>委員：年次休暇の取得日数は、総務部が取りやすいとか刑事部は取りにくいとか部署によって取得日数にばらつきがあるのか。</p> <p>警務部長：そのとおり。やはり刑事部では事件がなければ取得しやすいが、大きい事件や事件が続いた場合に取れづらくなることはある。ただ、目標を設定しなければ休暇を取るという意識付けにならないので、目標を高く設定するものである。</p> <p>本部長：他県の事例などを見ても、意外と総警部門は、比</p>	警務部

較的取得日数が少ない部であることが多い。理由として県議会の対応や他律的な業務が結構あるため、意外と休暇を取りにくいというのが、実態だったりする。そこはしっかりと計画的に休暇が取れるような配慮が必要だと考えている。

委員：年次休暇取得の際に取得理由を求めているのか。

警務部長：通院のためなどと簡単な申告は求めている。

委員：有給休暇は原則理由の如何を問わないこととなっているので、今後理由を求めることが難しくなってくる可能性があると思う。

委員：今回のマネジメントの中に心理的安全性の確保とあるが、これは先般、警視庁でフキハラが話題に出たことも踏まえての心理的安全性なのか。

警務部長：世の中の的に心理的安全性が極めて重要視されているため、ハラスメントだけではなく、職員が生き生きと働けるという意味でも非常に重要な要素だと考え、今回取り入れることとしたものである。

委員：承知した。個人的にはフキハラは少しやり過ぎな気もしていて、何をもって不機嫌とするかが曖昧な中で、扱いが難しい案件だと思う。心理的安全性が重要だと思う一方で、上に立つ者が職員に対して気を使いながら仕事をするというのも本来の職場として正しいと言い切れるのか悩ましい問題である。

委員：5か年計画とのことだが年次の目標は定めないのか。

警務部長：女性警察官の割合は、5か年計画であるが、その他は年次である。計画の中の目標であり、最終的な到達点として定めているもののため、1年で達成できたとしても適宜、見直ししながらこの目標に向けてしっかりと進めてまいりたい。

委員：時間外勤務に関して数値目標は定めないのか。

警務部長：警察の仕事は他律的な部分もあり、一概に何時間と設定することが難しいため、前年度の減少という目標を定めることにより業務の合理化、効率化を図る意識付けをしたいと考えている。

委員：承知した。

委員：2年ほど前に宮城県警の男性職員の育児休暇の取得率が他県警と比較してかなり低かった印象だが、最近宮城県警も取得率が改善してきたことで安心している。引き続き積極的な育児休暇の取得に取り組んでいただきたい。

警務部長：承知した。

2 東日本大震災発災から15年の節目を迎えての県警察における各種取組状況について

警 備 部

本日東日本大震災の発災から15年目の節目を迎えることとなり、県警察では、震災後に採用された職員が全職員の約半数となるなど、年を追う毎に震災を経験した職員が少なくなることから、全所属において、当時の経験を風化させないための施策や大規模災害が発生した場合の対処能力向上に資する取組を行った。

取組のうち伝承教養については、全所属で震災の災害警備を経験した職員や県警OB等による教養、活動写真及びDVD等を活用した視聴覚教養を実施した。

南三陸警察署では、沿岸警察署等を対象として前南三陸町長

の佐藤仁氏による部外講話を実施した他、若林及び泉警察署では、元気仙沼警察署長や元警察庁指定広域技能指導官を招いた風化防止教養を実施するなど、危機意識の醸成を図るとともに、これらの取組がテレビや新聞等でも報道され、県警察の風化防止対策を県民に広く周知している。

災害警備訓練では、古川警察署において民間企業と連携の上、県警へりを活用した物資輸送訓練を実施したほか、南三陸警察署においては、宮城県警察災害警備実施要綱に基づき、指定された佐沼警察署及び登米警察署からの支援要員の受け入れ訓練に取り組んだ。また、機動隊及び亘理警察署では、国土交通省仙台河川国道事務所、宮城県庁及び建設業組合と大規模地震を想定した災害警備訓練を実施し、官民相互の連携強化及び救出救助能力の向上を図った。

その他、3月8日には亘理町内において、震災行方不明者に関する相談所を開設した他、行方不明者捜索関係では、昨日石巻警察署員が網地島において捜索を実施し、本日も気仙沼警察署員が地元ボランティア団体と海岸線の捜索を実施している。

また、今回の取組期間外ではあるが、来週以降、南三陸警察署及び河北警察署においても、沿岸を中心に捜索活動を実施する予定である。

県内ではいまだ1,200人を超える方々が行方不明となっており、昨年中は、震災行方不明者の御遺体を御遺族にお返しできた事例もあることから、引き続き行方不明者の御家族や民間事業者からの要望や情報に基づく効果的な捜索活動等を実施してまいりたい。

委員：本当にあっという間の15年であったと思う。この1週間はテレビや新聞で警察の伝承活動を見たが、やはり15年も経つと風化も進むので、今後もしっかりと伝承活動に取り組んでいただきたい。

警備部長：承知した。

区 分	『 個 別 審 議 等 会 議 』	
【 決 裁 事 項 】	1 苦情の受理について	総 務 課
	2 宮城県公安委員会の権限に属する事項の専決に関する規程の一部改正について	総 務 課
	3 警察署協議会委員の辞職承認について（塩釜警察署協議会委員）	総 務 課
	4 宮城県公安委員会における行政文書の管理に関する規則の改正について 委 員：警察庁の指針に合わせて改正するという主旨か。 企 画 官：昨年6月の宮城県議会で公文書の管理に関する条例が可決成立した。条例の中で県の実施機関毎に公文書管理に関する規程を定めることとなったため、条例の指針を参酌し、公安委員会の公文書管理に関する規程も内容を改正するものである。 委 員：承知した。	総 務 課
	5 審査請求の受理並びに執行停止申立ての受理及び決定案について	監 察 課

【報告事項】	6 警察職員の援助要求に対する同意について	警 備 課
	7 道路交通法の規定に基づく意見の聴取等	運 転 免 許 課
	1 警察に対する苦情について（令和8年2月末現在）	広 報 相 談 課
	2 公益通報に対する措置結果について	広 報 相 談 課
	3 生活安全部関係許可等状況及び行政処分実施状況（令和7年12月末現在） 委 員：違法な風俗営業等の取締りについて皆さんの御尽力に感謝を申し上げます。	生活安全企画課
	4 被保護者死亡事案について	生活安全企画課
5 県下警察署生活安全課における文書廃棄事案について 委 員：生活安全課ということで報告を受けたが刑事部など様々な部署で問題になり得ると思う。今回の件は全部署に通知されたという理解でいいか。 管 理 官：今回は生活安全部の件であり、今後の対応を含め主管課と検討しているところである。 委 員：承知した。	生活安全企画課	
6 「事件現場医療派遣チームの運用に関する協定」締結式の挙行について	捜 査 第 一 課	